

4 富士山の世界文化遺産登録に向けて

静岡県からのお知らせ

富士山世界文化遺産国際専門家会議・国際フォーラムを開催(9月5日・6日)

富士山の世界文化遺産登録実現のためには、国内だけでなく、海外も含めた多くの専門家の支持が得られるよう、理解を得ることが不可欠です。そのため平成20年に引き続き、国際専門家会議・国際フォーラムを開催しました。



《海外専門家による現地視察の様子》
(写真は柿田川)

海外からはイコモス(※)文化的景観委員会委員長のモニカ・ルエンゴ氏をはじめ5氏を招へいしました。国際専門家会議では世界文化遺産登録を目指す『富士山』に貴重な意見や提言が寄せられました。また、国際フォーラムには約400名の聴衆が参加し、基調講演やパネルディスカッションを通じて海外の世界文化遺産の事例や保存管理の方策について理解を深めました。

なお、これに先立ち静岡・山梨両県の構成資産候補(静岡県側:柿田川、大鹿窪遺跡、三保松原、富士山本宮浅間大社、白糸ノ滝)の現地視察を実施しました。

※国際記念物遺跡会議。各国から推薦された物件の調査を専門的な見地から行う。

『富士山』への意見・提言

顕著な普遍的価値

- ・富士山の「類まれな自然美」が、「信仰の対象」「文化創造の源泉」のベースとなっており、これを基に富士山の顕著な普遍的価値を証明することが重要である。

評価基準の適用

- ・評価基準（vii）の文化遺産への適用は可能であり、評価基準（iii、vi）に追加することで、富士山は重要な先例になり得る。

完全性・真実性

- ・散在する構成資産は、文化的景観としての面的かつ一体的なものとして範囲を設定し、価値証明を行う必要がある。

構成資産

- ・構成資産は、評価基準に合致した価値の証明が明確であるものに限るべきである。

演習場

- ・富士山の景観を保全するためには、演習場は緩衝地帯とすべきであり、演習場の景観を守るための新たな法規制等は必要ない。



《白熱した議論が展開された国際専門家会議》
（写真は山梨県「ホテルマウント富士」）



《約400人の参加者を集めた国際フォーラム》
（写真は山梨県「勝山ふれあいセンター」）

- （参考：評価基準）
- （iii）現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
 - （vi）顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。
 - （vii）最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。